

公正取引委員会からの勧告について

2026年2月20日
日産東京販売株式会社

日産東京販売株式会社（以下「当社」）は、本日公正取引委員会より改正前の下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」）に基づく勧告（以下「本勧告」）を受けました。本勧告により、お取引先さまをはじめとする関係者のみなさま方に、ご心配やご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

1. 勧告の概要

当社におきましては、お客さまから請け負う自動車の板金等の修理業務を、下請法の適用対象となるお取引先さまに委託しております。その委託に関連して、委託内容に含まれない該当車両の運送を、お取引さまに無償で対応いただいていた事例が確認されました。これらの行為が、下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請）に該当し、下請事業者の利益を不当に害するものとして、同項の規定に違反する旨の勧告を受けました。

本勧告について指摘を受けた勧告対象行為の期間は、令和6年8月から、令和7年7月までであり、対象のお取引先さまは25社、該当する車両は2,808台となります。当社は対象となるお取引先さまに対し、本来支払うべきであった対価をお支払いするべく、順次協議・調整を進めてまいります。

なお、本勧告は当社とお取引先さまとの取引条件に関するものであり、お客さまよりご依頼いただいた自動車の板金修理等の内容や品質、安全性そのものに問題はございません。

2. 当社の対応

当社は、このたびの勧告を厳粛に受け止め、勧告を受けた事項に特に留意した中小受託取引適正化法（本年1月1日に施行された下請法の改正法。通称：取適法）の研修を実施する等社内体制の整備を図るとともに、今後は一層コンプライアンスの遵守を徹底し、お取引先のみなさまとの公正かつ透明性の高い取引関係の構築に全社一丸となって取り組むとともに、お客さまの安全と安心を最優先に、信頼いただけるサービスの提供に努めてまいります。

【本件に関するお問い合わせ先】

日産東京販売株式会社
お客さま相談室
(電話) 0120-23-8123